

令和 8 年度 六道原工業団地第 2 期拡張事業 用地測量業務委託
特記仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本特記仕様書は、伊那市が実施する「令和 8 年度 六道原工業団地第 2 期拡張事業 用地測量業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。本業務に適用する共通仕様書は、「測量業務共通仕様書 令和 7 年 10 月 長野県（以下「測量共仕」という。

「<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/itakukaisei.html>」）とする。

また、「伊那市公共測量作業規定 作業規定の準則（以下「測量作業規定という。」）」に基づき実施するものとする。

(業務目的)

第 2 条 本業務は、六道原工業団地第 2 期拡張事業について、設計業務に必要な用地及び道路予定地の測量業務を行うことを目的とする。

(業務内容)

第 3 条 測量作業規定に基づく測量作業を実施するものとし、その詳細及び適用は下記のとおりとする。

1 路線測量

表－1 の数量を標準とし、道路予定地の路線測量を行う。

表－1 路線測量数量表

作業計画	現地踏査	線形決定	IP 設置	中心線測量	仮 BM 設置測量	縦断測量	横断測量
1 業務	1. 49km	1. 49km	1. 49km	1. 49km	1. 49km	1. 49km	1. 49km

2 用地測量

表－2 の数量を標準とし、用地予定地の測量を行う。

ただし、境界の立ち会い及び境界測量は全体を 3 つに公図割したブロックの外周を対象地番とする。

表－2 用地測量数量表

作業計画	現地踏査	公図等転写連続図	境界確認	境界測量	面積計算	用地実測図原図
1 業務	1 業務	8. 1 万 m ²	3. 6 万 m ²	3. 6 万 m ²	8. 1 万 m ²	8. 1 万 m ²

3 使用基準点

「令和 7 年度 六道原工業団地第 2 期拡張事業 測量業務委託」にて得られた基準点を使用するものとする。

4 測点間隔

測点間隔は、路線測量が 20m を基本とするが、変化点等のある場合は、必要に応じて断面を設けるものとし、測点位置は発注者と協議し決定するものとする。

5 測量範囲等

測量範囲等については別紙平面図を参照。なお、測量位置等の詳細については発注者と打合せるものとする。

6 休日作業

受注者は、官公庁の休日又は祝日に外業作業を行う必要のある場合には、事前に書面により発注者に提出しなければならない。

7 境界確認および立会

受注者は、次の各号に定める権利者等の一覧表を作成し、権利者に境界確認の立会を求めなければならない。

境界立会の結果、権利者の同意が得られたときは、境界確認を行った者全員から土地境界立会確認書に署名押印を受けるものとする。

この場合、確認を行った者が権利者本人でない場合（権利者が法人である場合には、その法人の代表権を有する者でない場合）は、当該立会に関し権限を委任された者であることを証する書面として委任状を提出させ、その者から土地境界立会確認書に署名押印を受けるものとする。

- (1) 調査区域内及び区域に隣接する土地所有者および調査区域内の道路に隣接した土地所有者。
- (2) 調査区域内に所有権以外の権利を有する権利者。ただし、抵当権者等一筆の土地すべてに権利を有することが明らかな場合を除く。
- (3) 土地の所有者に計画機関以外の官公署がある場合にはその官公署の職員。

8 障害物の伐除

本業務のために伐除した障害物にかかる補償は、原則として発注者において対応するものとする。ただし、監督員の指示を受けずに伐除したものの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において対応するものとする。

（資料の貸与）

第4条 本業務に当たっては、下記の資料を貸与する。また、その他に発注者が必要と認めた資料を貸与できるものとする。

「令和7年度 六道原工業団地第2期拡張事業 測量業務委託」報告書

（受注者相互の協力）

第5条 本業務を実施するに当たっては、下記業務と関連するため、連絡・調整を密に行うものとする。

・令和8年度 六道原工業団地第2期拡張事業 設計・許認可業務委託

（成果品の提出部数及び提出先）

第6条 1 提出部数は下記のとおりとする。

- (1) 電子媒体(CD-R) 2部
- (2) その他発注者が必要と認めたもの 1式

2 成果の提出先は伊那市役所産業立地推進課とする。

（TECRIS完了登録済みデータに対する訂正及び削除）

第7条 測量共仕第1-1-11条第3項に規定する「業務カルテ」について、完了後において訂正又は削除を行おうとする場合においては、発注者の確認を受けた上で、（財）日本建設情報総合センターへ登録申請するものとする。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務受領カルテ」が届いた場合は、その写しを発注者へ提出しなければならない。

（再委託）

第8条 1 契約書第7条第1項における「主たる部分」とは、測量共仕第1-1-29に示すものとする。

2 測量共仕第1-1-29 4項に規定する書面に記載すべき事項は下記のとおりとする。

- ・再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲
- ・再委託の相手方が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

（行政情報流失防止対策の強化）

第9条 1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流失防止対策をとらなければならない。

2 受注者は、別紙「業務委託等における行政情報流失防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

（疑義）

第10条 受注者は、本特記事項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこととする。

業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項

(関係法令等の遵守)

第1条 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

第2条 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

第3条 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

第4条 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

第5条 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

2 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティー対策
- ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティー対策
- ハ 電子情報を移送する際のセキュリティー対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティーの確保)

第6条 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティー対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティー対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティー機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

第7条 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2 この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 事故の発生が受注者に起因する場合には、受注者の費用をもって回復するものとする。

4 受注者に起因する情報流出事故により生じた第三者への損害の賠償については、受注者がその責めを負うものとする。